

教科書について

教科書は無償で配布されています

教科用図書の無償制度は、憲法に掲げる義務教育無償の理想を、より広く実現しようとした具体的な施策のひとつとして実施されています。昭和38年（1963年）に、小中学校の教科書が無償にする法律「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。そして無償配布が順次進められ、昭和44年（1969年）には、小学校1年生から中学校3年生まで全児童生徒に教科書が無償で配布されるようになりました。

1 教科書の配布時期

- ★4月の入学式・始業式の日、その学年の教科書を配布します。
- ★配布されたらご家庭で乱丁・落丁の確認をお願いします。
乱丁・落丁がありましたら、担任までご連絡をお願いします。
- ★教科書の中には、上巻（前期）・下巻（後期）に分かれているものがあります。下巻（後期）の教科書は9月に配布します。
- ★教科書の中には、「3，4年生 上巻」「3，4年生 下巻」という区分になっており2年間で上下巻を学習するというスタイルになっている教科もあります。これらの教科書は2年間使うことになるので、年度末に教科書を処分しないようにしてください。

2 教科書の紛失

紛失した場合は購入していただくことになります。この場合有償となります。紛失された場合は、担任もしくは学校へ連絡をお願いします。

3 転学時の取扱い

- ★児童生徒が教科書を受領したあと、竜王町外の学校へ転学した場合、新しい学校で使用する教科書が転学前と異なるものであれば再度無償で給与されます。ただし、3月に転学した場合は対象外となります。
- ★保護者の方は、転学前の学校で「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を受け取り、転学後の学校にお渡しください。証明書に基づき、教科書給与の手続きをします。